

判 決 要 旨

原 告 馬 得 志 外5名
被 告 国
被 告 七尾海陸運送株式会社

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要

本件は、中華人民共和国の国民であり、第二次世界大戦中に被告らにより中国から日本に強制連行され、被告会社の下で港湾荷役作業等の強制労働に従事させられたと主張する者（原告馬，同暢，同朱，同郭，同王）又はその相続人（原告李は李四の相続人である。以下，原告馬ら5名及び李四を「本件被害者ら」という。）が原告として，被告らに対し，これら強制連行，強制労働により精神的苦痛等を被ったとして，①国際法違反，②不法行為（日本国民法，中華国民法，国際法違反），③安全配慮義務違反に基づき，さらに，被告国については，本件被害者らを強制労働させた者に対する処罰義務（強制労働条約25条）を怠ったとして，国賠法違反に基づき，謝罪広告の掲載及び慰謝料等の損害賠償を求めた事案である。

第2 争点

- 1 強制連行，強制労働の事実の有無（争点1）
- 2 国際法，国際慣習法による責任の成否（争点2）
- 3 不法行為責任の成否1－中華国民法の適否（争点3）
- 4 不法行為責任の成否2－強制労働条約25条違反による不法行為責任，国家

賠償責任の成否（争点4）

5 不法行為責任の成否3－国家無答責の法理の適否（争点5）

6 不法行為に基づく損害賠償請求権は除斥期間経過により消滅したか（争点6）

7 安全配慮義務違反の成否（争点7）

8 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権は消滅時効により消滅したか（争点8）

9 日華平和条約・日中共同声明等による請求権の放棄の有無（争点9）

10 損害発生及び額（争点10）

第3 当裁判所の判断

1 被告らによる強制連行・強制労働の実行（争点1）

被告国は、被告会社の事業内容である港湾荷役作業などの軍需関連産業への労働力に充てるため、中国人労働者を日本に移入する政策を決定した。

この政策に基づき、被告国は、中国で暮らしていた本件被害者らを暴力的に捕らえて、被告国による実質的な労働力統制機関であった華北勞工協会の収容所に送り込み、被告会社の斡旋申請を介して、その意思に反して、日本軍、被告会社従業員らの監視・付添等の協力の下に中国から七尾まで強制的に連行した。

七尾に到着後は、被告会社が、本件被害者らをその意思に反し、時には被告会社の従業員が暴力を加えて、1個約100kgの荷物を運ばせるような過酷な港湾荷役作業に従事させ、同社と密接な関係にあった七尾華工管理事務所が、被告国所属の警察官の監視付きで生活面を管理していた上、本件被害者らは、不十分な食糧と劣悪な衛生状態での生活を強いられていた。

そうすると、被告国は、国策として主導的に本件被害者らの強制連行・強制労働を計画・実行し、本件被害者らが七尾港に配置された後も、警察官に本件被害者らの監視に当たらせており、被告会社は、被告国による本件被害者らの強制連行の結果を認識・認容した上で、被告会社における港湾荷役作業に利用

するため、本件被害者らの配置を受けて、強制労働に従事させたものということができる。

2 争点2, 争点4について

(1) ハーグ陸戦条約

ハーグ陸戦条約の目的については、個人の損害を直接填補するものと解することはできないし、条約の明文上も、個人が相手国に対して直接に損害賠償請求権を行使することを認める規定はないから、同条約3条は、個人に加害国に対する実体的な損害賠償請求権を付与したものと解することはできない。

また、ハーグ陸戦条約3条の起草過程を見ても、個人が被った損害について、個人の加害国に対する直接の損害賠償請求権やその手続を創設することについては、全く意図されておらず、議論も検討もされなかった。

そして、原告らが指摘するハーグ陸戦条約3条に関する事後の実行例としての条約や国際的救済機関、外国の裁判例などを総合しても、被害者個人が加害者の所属する国に対して直接の損害賠償請求権を認めた事後の慣行が生じたと認めることはできない。

よって、ハーグ陸戦条約3条は、個人の加害国に対する損害賠償請求権を付与したものと解することはできない。

(2) 強制労働条約

強制労働条約は、各締約国に対し、強制労働を禁止するための責務を課すものであって、同条約の明文上も、締約国が同条約に違反して個人に強制労働を課した場合における制裁措置に関する条文は、特に見当たらないことからすると、同条約が強制労働を課した加害国に対する直接の損害賠償請求権を個人に認めたものとも、その請求の手続や方策を定めたものとも解することはできない。

(3) 国際慣習法

原告らが取り上げる奴隷条約、極東国際軍事裁判所憲章5条(イ)等という人道に対する罪、強制労働条約は、いずれも被害者個人が加害者の所属する国、加害国に対して直接の損害賠償請求権を認めたものでも、手続や方策を定めたものでもなく、これらの条約に基づいて加害国が被害者個人に損害賠償責任を負う旨の国際慣習法が成立しているということとはできない。

(4) 強制労働条約25条違反と不法行為責任、国家賠償責任の成否

強制労働条約25条所定の締約国の加害者に対する適正処罰義務は、その趣旨・目的からすると他の批准国との関係で加害者の属する国が加害者を処罰すべき義務と解するのが相当であって、条約の批准国が強制労働を不法に強要した者を適正に処罰する義務を懈怠したとしても、それが強制労働をさせられた個人に対する不法行為を構成するものとは解されない。

また、国内法上も犯罪の捜査及び公訴権の行使は、国家や社会の秩序維持という公益のために行われるものであって、被害者が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、法律上保護された利益ではないということができ、原告らの主張する加害者の適正処罰義務の懈怠が我が国の国内法上不法行為を構成することにはならない。

3 争点3について

原告らが主張する、被告らが本件被害者らを強制連行して強制労働に従事させた一連の加害行為（以下「本件加害行為」という。）は、その行為地が中国及び日本の両国にまたがる行為と考えることができる。

(1) 被告国に対する請求

被告国の本件被害者らに対する一連の本件加害行為は、港湾荷役作業等の軍需関連産業への労働力を補充するための被告国の政策決定に基づいて、本件被害者らを強制的に日本に連行して、被告会社に配置し、強制労働させたものであり、これに関する損害賠償請求は、私法関係である一般の不法行為と共通する要素があるが、国賠法制定後は、本来的に同法が適用されるべき

法律関係であり、同法の各規定（同法1条2項、6条）に照らしても、多分に国家利益と密接な関係がある法律関係であるといえるし、国家の政策決定に基づく公権力の行使に関する加害行為である以上、実質的に当該国家の法体系に照らして検討することは避けられない。

そうすると、渉外的法律関係に適用すべき私法を指定する規範である国際私法は、本件のような国家賠償請求権の存否に係る法律関係には適用されないと解するのが相当である。

(2) 被告会社に対する請求

法例11条1項は、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は「原因タル事実ノ発生シタル地」の法律によるものとしているが、本件加害行為のように複数の国に行為地が認められる場合に、最初の行為地が常に法例11条1項の原因事実発生地であるとは解されないし、不法行為における加害者の責任と被害者の救済の問題は、侵害行為のなされた社会の公益に関するところが大きく、被告会社の本件加害行為への関与の主要部分が行われ、本件被害者らの精神的苦痛が主として発生したのが日本国内であったことからすれば、被告会社の本件加害行為に係る責任と本件被害者らの損害の填補の問題は我が国の公益に関するところが大きいということができ、これらのことに照らすと、本件における原因事実発生地は日本と解するのが相当である。

そうすると、被告会社に対する損害賠償請求については日本法が適用される。

そして、被告会社の本件加害行為に関与した行為は、民法709条の不法行為に該当する。

4 争点5について

(1) 国家無答責の法理の存否

手続規定である行政裁判法16条や裁判所構成法からは、実体的な国家無答責の法理を導くことはできないし、実体法である旧民法や民法を見ても、

国家無答責の法理に関する明文上の明確な根拠はないし、これらの実体法の審議経過を見ても、国賠法施行前の国の公権力の行使による損害については、未決定の問題として、民法の解釈に委ねられていたといえる。

そうしたところ、国の損害賠償責任に関する大審院判例や最高裁昭和25年4月11日第三小法廷判決・裁判集民事3巻225頁を参照すると、国家無答責の法理は、実定法上の根拠はないものの、明治憲法下において、民法等の実体法の解釈から導かれた判例法理であって、当裁判所も、国の公権力の行使により、他人に損害が発生したとしても、明治憲法下では、一般的に国の損害賠償責任の法律上の根拠は存しないことを理由に民法の不法行為規定は適用されないと解する（いわゆる国家無答責の法理の実質は、このようなものと解される。）。

なお、国賠法附則6項にいう「従前の例」には、同法施行前の実定法の判例法理である国家無答責の法理も含まれるものと解するので、国賠法施行前の国の公権力の行使に基づく損害については、国は不法行為上の損害賠償責任を負わないこととなる。

(2) 本件加害行為に対する国家無答責の法理の適否

被告国の本件加害行為は、被告国の上記政策に基づき、権力的作用により本件被害者らを捕らえ、強制的に日本に連行し、被告会社への配置後も警察官等を派遣するなどして、本件被害者らの生活を管理していたのであるから、公権力の行使に基づく行為といえる。

したがって、本件加害行為について民法の不法行為規定の適用はなく、国賠法は同法附則6項により遡及的に適用されないのであるから、国の不法行為に基づく損害賠償責任については、法律上の根拠が存在しない。

(3) 本件加害行為に対する国家無答責の法理の適用除外の可否

これに対し、原告らは、①国家無答責の法理は手続法の問題であるから、裁判時である現時点ではその適用はない、②憲法98条1項、17条によれ

ば国家無答責の法理は違憲な法律の適用であり、同法理の適用は否定されるべきである、③国賠法附則6項の「従前の例」や民法の不法行為規定は合憲的に解釈すべきこと、④正義・公平の理念、人間の尊厳の尊重、などを理由に国家無答責の法理の適用除外を求めている。

しかし、国家無答責の法理は、上記のとおり実体法に関する判例法理であって、手続法ではないし、違憲の実定法を適用するようなものではないから、上記①ないし③の主張は採用できない。

また、国家無答責の法理は判例法理であるところ、本件においては、後記のとおり被告国には安全配慮義務違反が認められることをも考慮すると、未だ上記判例が変更される必要性があるとは解されず、上記④の主張は採用できない。

5 争点7について

(1) 被告国の安全配慮義務の成否及び安全配慮義務違反の有無

ア 被告国の安全配慮義務の成否

被告国と本件被害者らの間には、雇用契約などの直接の契約関係は認められない。

しかし、被告国は、本件被害者らを被告会社の統制団体に供給し、被告会社が本件被害者らから労務の提供を受けることにより、間接的に本件被害者らから労務の給付を受けていたということが出来る。また、被告国は、被告会社との関係でも、本件被害者らの就労状況、生活状況について指導、是正を求めることができたのであるから、間接的に本件被害者らを支配管理していたものと認められるばかりか、監督官庁の嘱託員が被告会社に配置されていたことからすれば、直接本件被害者らを支配管理していたものとみることもできるというべきである。

以上を総合すれば、被告国と本件被害者らとの間には、雇用契約等を締結したのに準ずる法律関係が成立していたということが出来るから、被告

国は、本件被害者らに対し、その生命、身体等を保護すべき安全配慮義務を負っていたものというべきである。

イ 被告国の安全配慮義務違反の有無

被告国は、本件被害者らに対して安全配慮義務を負っていたところ、本件被害者らを日本に強制連行した後、本件被害者らを過酷な強制労働に従事させていた被告会社や統制団体に何らの是正勧告等を行ったこともなかったのであるから、上記安全配慮義務に違反したというべきである。

(2) 被告会社の安全配慮義務の成否と安全配慮義務違反の有無

ア 被告会社の安全配慮義務の成否

被告会社と本件被害者らとの間にも、雇用契約などの直接の契約関係は認められない。

しかし、被告会社は、華北勞工協会から中国人労働者の供給を受けた統制団体との間で使用契約を締結し、これに基づいて本件被害者らの供給を受けて、被告会社で就労させていた上、上記使用契約上、被告会社と統制団体は共同で本件被害者らの生活管理及び労働管理に当たることとなっていた。

そうすると、被告会社は、本件被害者らから労務の給付を受けていたということができるとともに、直接本件被害者らを支配管理していたものと認められ、雇用契約を締結したのに準ずる法律関係が成立していたということが出来るから、被告会社は、本件被害者らに対し、その生命、身体等を保護すべき安全配慮義務を負っていた。

イ 被告会社の安全配慮義務違反の有無

被告会社は、本件被害者らに対して安全配慮義務を負っていたところ、被告国と共同で本件被害者らを被告会社まで強制連行した後、過酷な強制労働に従事させ、生活条件、労働条件を一切改善することはなかったのであるから、上記安全配慮義務に違反したことになる。

6 争点9について

(1) 戦後処理の基本原則としての請求権放棄と日中共同声明5項について

サンフランシスコ平和条約は、戦争の遂行中に生じた個人の請求権を含むすべての請求権を相互に放棄することを前提として、具体的な戦争賠償の取決めを各連合国との間で個別に行うという日本国の戦後処理の枠組みを定めるものであり、このサンフランシスコ平和条約の枠組みは、日本国が同条約の当事国以外の国や地域との間で戦後処理する際にも、その枠組みとなるべきものであった。なお、このサンフランシスコ平和条約の枠組みにいう「請求権の放棄」とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。

そして、日中国交正常化の交渉及び日中共同声明発出の経緯に照らせば、日中共同声明は、日中両国政府にとっても平和条約の実質を有しており、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、個人の請求権を含めたすべての請求権を相互に放棄することを明らかにしたものであるべきであり、国際上の法規範性も肯定される。

また、請求権放棄条項は、請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせることを意味するものであるから、その内容を具体化するための国内法上の措置は必要とせず、日中共同声明5項が定める請求権の放棄には、国内法的な効力が認められる。

(2) 原告らの主張について

これに対し、原告らは、以下の事情をあげて、日中共同声明5項は個人の損害賠償請求権を放棄していないと主張している。

ア 原告らは、本件加害行為はジュネーヴ第四条約147条に違反する行為であり、同条約148条の責任免脱禁止規定等が適用される、あるいは、本件加害行為は、条約法条約53条、64条にいうユス・コーゲンス違反

行為であるなどと主張している。

しかし、ジュネーヴ第四条約は、個人の戦争賠償や請求権放棄の問題とは直接関係がないし、個人に対して戦争の相手国に対する損害賠償請求権を付与したものと解されない以上、日中共同声明が個人の請求権を放棄したと解することが同条約の上記各規定に反することにはならない。

また、日本国は、日中共同声明の発出及び日中共同声明平和友好条約締結当時、条約法条約に未加入であり、同条約は締約において効力が発生した後に締結された条約についてのみ適用されるから（同条約4条）、同条約53条、64条が適用されることはないし、同条約が日本国で発効する以前にユス・コーゲンス違反により条約が無効となるとの国際慣習法が成立していたと認めるに足りる証拠はない。

イ 次に、原告らは、中華人民共和国政府は、サンフランシスコ平和条約の枠組みを明示的に受け入れたことはないし、サンフランシスコ平和条約は、同条約26条ただし書きによれば、同条約は期限付きのものであるし、もともと日本国が同条約と異なる内容の条約を締結することを許容していたものであるから、サンフランシスコ平和条約の枠組みは戦後処理の絶対的規範ではないと主張している。

しかし、日中共同声明自体が、個人の請求権も含めたすべての請求権を相互に放棄することを明らかにしたものと解されるのであり、サンフランシスコ平和条約の効力が当事国とならなかった中華人民共和国にも及ぶと判断しているわけではないし、サンフランシスコ平和条約の枠組みが期限付きのものであるから上記の解釈がとり得ないということにもならない。

ウ また、原告らは、日本国は、サンフランシスコ平和条約の請求権放棄条項に反する処理を同条約の締約国であるオランダに対して行っていると主張しているが、この点に関するオランダと日本国との議定書を見ても、政策的に謝罪の意を表明するための事後措置であって、個人の賠償請求権に

訴求力を付与した措置とはいえない。

よって、上記議定書の存在をもって、日中共同声明がサンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨を有しているということにはならない。

エ さらに、原告らは、日中共同声明5項には、請求の放棄の主体として「国民」の文言が含まれていない、中華人民共和国政府は、個人の請求権放棄条項を持つ日華平和条約を無効なものと表明しており、個人の請求権放棄条項を受け容れていなかった、などと主張している。

しかし、日中共同声明5項は、上記のとおり平和条約の実質を有しており、日本国としては、サンフランシスコ平和条約の枠組みに沿った内容であることが必要であったといえるし、中華人民共和国政府も、日中共同声明5項の起草過程において、個人の請求権放棄に関し、反対の意思を表明したことや、問題提起、交渉をした形跡はなかった。

そして、中華人民共和国政府が、日華平和条約の効力を認めなかったのは、同条約が個人の賠償請求権を否定していたことによるものではなく、中華人民共和国政府の復交三原則に反するからであったといえる。

そうすると、日中両国がサンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる処理を行う意思を有していたと解することはできない。

(3) 小 括

したがって、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国及び日本国民若しくは同国の法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。

7 結論

よって、その余の点について検討するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。